

○世田谷区立地域体育館・地区体育室条例施行規則

平成20年3月31日規則第24号

改正

平成22年3月9日規則第9号
平成26年3月7日規則第11号
平成30年3月6日規則第18号
平成30年10月1日規則第110号

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例（昭和59年12月世田谷区条例第57号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第2条 世田谷区立地域体育館（以下「地域体育館」という。）及び世田谷区立地区体育室（以下「地区体育室」という。）の休館日は、次のとおりとする。

- （1）1月1日から同月3日まで
- （2）12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、臨時に休館日を定め、又は変更することができる。

（開館時間）

第3条 地域体育館及び地区体育室（以下「地域体育館等」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、臨時にこれを変更することができる。

第4条 削除

（運動広場の団体の使用手続）

第5条 地区体育室の運動広場又は第2運動広場を使用しようとする団体は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の第1日曜日から使用しようとする日までの間に、次に掲げる事項を記載した書面により区長に申請しなければならない。

- （1）使用しようとする者の住所及び氏名
- （2）申請する者の氏名
- （3）使用しようとする日時
- （4）使用の目的
- （5）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた事項

2 前項の規定にかかわらず、条例第13条第1号から第6号までに規定する団体、学校等が地区体育室の運動広場又は第2運動広場を使用する場合で、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときの申請期間については、この限りでない。

3 第1項に規定する申請に対する承認は、申請の順序による。この場合において、申請が同時になされたときは、区長は、抽選により申請の順序を決定するものとする。

4 区長は、承認又は不承認とされた者から請求があったときは、承認又は不承認とした旨等を記載した書面を交付しなければならない。

（個人の使用手続）

第6条 地域体育館を個人で使用しようとする者（条例別表第4の規定により個人使用料が無料となる日及び時間帯に使用しようとする者を除く。）は、使用日当日に使用料の納入（自動券売機を利用した場合を含む。）をし、地域体育館使用券（第1号様式）の交付を受けなければならない。

2 地域体育館を個人で使用しようとする者（条例別表第4の規定により個人使用料が無料となる日及び時間帯に使用しようとする者に限る。）又は地区体育室の体育室・会議室を個人で使用しようとする者は、使用日当日に地域体育館等に備付けの使用簿に所定の事項を記入して申し込むものとし、この記入をもって使用の承認があったものとする。

3 地区体育室の運動広場又は第2運動広場を個人で使用しようとする者は、使用しようとする日の属する月の1月前の月の第1日曜日から使用しようとする日までの間に、前条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書面により区長に申請しなければならない。

4 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による申請の場合において準用する。

（使用時間）

第7条 地域体育館等の使用時間は、承認を受けた時間とし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。ただし、区長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（書類等の提示）

第8条 地域体育館等の使用の承認を受けた団体は、施設の使用に当たって使用の承認を受けた団体であることを確認することができる書類等を係員に提示しなければならない。ただし、他の方法で確認することができる場合は、この限りでない。

（指定管理者の公募の方法）

第9条 条例第10条第1項に規定する公募は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- （1）指定管理者（条例第9条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に管理を行わせる地域体育館等の名称及び位置
- （2）指定管理者が行う業務の内容

- (3) 指定管理者に管理を行わせる期間
- (4) 指定管理者の候補者を選定する基準
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
(指定申請書の提出)

第10条 条例第10条第2項の規定により指定管理者の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を区長に提出しなければならない。

- (1) 団体の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 指定管理者として管理を行うことを希望する地域体育館等の名称
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 条例第10条第2項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 事業の経歴及び概要を示す書類
- (3) 財務状況及び経営状況に関する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 前2項に掲げる書類及び条例第10条第2項に規定する事業計画書は、区長が定める期日までに提出しなければならない。
(選定委員会)

第11条 条例第10条第3項の規定による審査は、世田谷区立総合運動場条例施行規則(平成20年3月世田谷区規則第50号)第17条第1項に規定する世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会に行わせるものとする。

(指定の通知等)

第12条 区長は、条例第10条第4項の規定により指定管理者を指定したときは、次に掲げる事項を記載した指定通知書により、指定管理者に通知する。

- (1) 指定管理者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 指定管理者として管理を行わせる地域体育館等の名称及び位置
- (3) 指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 区長は、条例第10条第2項の規定により指定管理者の指定の申請をした者(以下「申請者」という。)について、同条第3項の規定による選定をしなかったとき、又は同条第4項の規定による指定をしなかったときは、申請者にその旨を通知する。

(指定管理者の指定の公告)

第13条 条例第10条第5項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者として管理を行わせる地域体育館等の名称
- (2) 指定管理者の名称及び事務所の所在地
- (3) 指定の期間

(管理に関する協定)

第14条 区長と指定管理者とは、地域体育館等の管理に関し必要な協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、条例第11条に規定するもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域体育館等の管理に要する費用に関する事項
- (2) 地域体育館等の管理の業務の報告及び調査に関する事項
- (3) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(使用料の減免)

第15条 条例第13条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用を開始するまでに、地域体育館等使用料減免申請書(第2号様式)を区長に提出しなければならない。ただし、申請期間については、区長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用料の還付)

第16条 条例第14条の規定により使用料(キャンセル料(世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例(平成30年3月世田谷区条例第19号)第11条第1項に規定するキャンセル料をいう。)を除く。)を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ、使用の辞退を申し出たとき。 全額
- (2) 使用者の責めに帰さない理由により、使用の承認を取り消したとき。 全額
- (3) 使用しなかった場合で区長が必要と認めたとき。 全額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、地域体育館等使用料還付申請書(第3号様式)を区長に提出しなければならない。
(使用の辞退)

第17条 地域体育館等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用を辞めようとするときは、直ちにその旨を区長に連絡しなければならない。

(使用者の義務)

第18条 使用者は、地域体育館等の使用について係員の指示に従い、使用が終わったときは、係員の点検を受けなければならない。
(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成26年5月7日から同月31日までの間において地区体育室の運動広場を使用しようとする場合及び同年4月1日から同年5月31日までの間において地区体育室の第2運動広場を使用しようとする場合における第5条第1項の規定の適用については、同項中「使用しようとする日の属する月の2月前の月の第1日曜日」とあるのは、「平成26年3月9日」とする。

3 平成26年4月1日から同月30日までの間において地区体育室の第2運動広場を使用しようとする場合における第6条第3項の規定の適用については、同項中「使用しようとする日の属する月の1月前の月の第1日曜日」とあるのは、「平成26年3月9日」とする。

附 則（平成22年3月9日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月7日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月6日規則第18号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日規則第110号）

この規則は、公布の日から施行する。

地域体育館使用券



大人 円

世田谷区
(当日1回限り有効)

地域体育館使用券



小人 円

世田谷区
(当日1回限り有効)

地域体育館等使用料減免申請書				
年 月 日				
世田谷区長 あて				
申請者				
住 所				
氏 名				
電話番号				
次のとおり使用料の減免を申請します。				
使 用 施 設		種 目		
使 用 日 時	年 月 日	午前 時 分から 午後	午前 時 分まで 午後	平日・日・休
	年 月 日	午前 時 分から 午後	午前 時 分まで 午後	平日・日・休
利 用 人 員	人			
団 体 名				
代 表 者	住 所 氏 名 電話番号			
規 定 使 用 料		減免の割合及び 減免後の使用料		
減 免 理 由	世田谷区立地域体育館・地区体育室条例第13条第 号により減免			

地域体育館等使用料還付申請書			
年 月 日			
世田谷区長 あて			
申請者			
住 所			
氏 名	㊟		
電話番号			
次のとおり使用料の還付を申請します。			
使 用 施 設		種 目	
使 用 日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで	平日・日・休	
	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで	平日・日・休	
団 体 名			
代 表 者	住 所 氏 名	電話番号	
還付申請金額			
還付申請理由			